令和８年度スポーツ教室開催事業等 仕様書

１　共通事項

（１）　事業内容　障害者スポーツの普及・振興及び競技力の向上を目的に各種障害者スポーツ教室等を行う。

（２）　「川崎市」、「川崎市障害者スポーツ協会」及び「実施団体」の主催とする。

（３）　市内在住・在学・在勤の障害者等を対象とした事業内容、参加資格とすること。

（４）　留意事項

ア　障害者が参加しやすいように、開催日時、場所等について十分考慮すること

イ　教室等の開催に当たり、その事業ごとに関係障害者団体等と十分な連携を図るよう努めること。

ウ　講師は教室等ごとに実践者を中心に適任者を確保すること。

エ　参加者の体調に留意するとともに、事故等の防止も十分に留意すること。

オ　事故等に備え、必ず傷害保険に加入すること。

カ　教室等開催後（複数回開催する団体は各回ごとに）、１週間以内に所定の書式にて参加者数を報告すること。

キ　全教室等開催後（全回数開催後）、速やかに事業報告書を提出すること。提出期限は全教室終了後、１ヶ月以内とする。なお、令和９年の２月中に教室の開催がある場合は、提出期限を令和９年３月５日（金）とする。

ク　支弁基準については次のとおり。なお、不適切な支出があった場合、事業費（教室開催費用）の一部、または全額を事務局へ返還とする。

①事業として認められる経費（教室開催費用）

区　分	科　目	内　　容
事業費	報償費 （講師謝礼）	公認指導者等：1 日 6,000 円、審判員資格保有者： 1 日 4,000 円、 スポーツ指導員・ボランティア等：4 時間以内 1,000 円、4 時間超 2,000 円
	賃借料	会場借上料、会場使用料（事業運営に要する会場借上料・ボウリングゲーム代等）、資料作成に伴うＰＣ使用料等
	消耗品費	事業に係る消耗品（スポーツ用品・備品・書籍等）、事務用消耗品（文房具・封筒・コピー用紙等）、記録用写真（写真用印刷用紙・現像代等）等
	印刷製本費	実施要領・プログラム・賞状等の印刷および製本費、印刷機使用料（リソグラフ・コピー機等）等、プリンター用インク購入費等
	通信運搬費	連絡用通信費（はがき・切手）、事業に係る用具の運搬費（宅配便等）
	旅費交通費	開催会場までの物品輸送用レンタカー借上（燃料費含む）料
	保険料	傷害保険料等
	雑費	熱中症対策に係る給水用飲料等

※報償費は**上記金額を遵守すること**（公認指導者等は 1 日 6,000 円、審判員資格保有者は 1 日 4,000 円、スポーツ指導員・ボランティア等は 4 時間以内 1,000 円または 4 時間超 2,000 円以外の金額での報償費は、原則、事業費として認めない）

※公認指導者等とは、公益財団法人日本スポーツ協会が認定している、公認スポーツ指導者資格を有する者またはそれと同等以上の公認資格を有する者とする

※事業に認められる経費について判断が難しいものについては事前に相談すること

②事業に認められない経費

・昼食代、弁当代、食事に伴うお茶代等の飲食に関する経費

　※但し熱中症等対策に係る給水用飲料等は事業経費（雑費）として認める

・宿泊費（ホテル等宿泊費・ホテル予約金等）

・交通費（電車・バス・飛行機の乗車賃等）

・駐車場代（物品輸送用レンタカー借上げに伴うレンタカーの駐車場代については応相談）

・燃料費、活動費、参加費、演芸費、広告費、記念品代、ゲーム代、賞品代、土産代、入場料、祝い金等

ケ　教室開催費用は「①事業として認められる経費」を必ず確認し、正しく支弁すること。

コ　領収書の宛名は必ず団体名（教室等を実施する団体の名前）で発行を依頼すること。
なお、団体名以外の宛名の領収書による支出は事業経費として認めない。

サ　収支報告書の科目は「①事業として認められる経費」を必ず確認し、正しく記載すること。

シ　報告書等の提出期限が遵守されない場合は、次年度以降の審査について検討する場合がある。